

改正案

現行

一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 陸上移動局の送信装置

- (1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの

（表略）

イ （略）

- (2) 基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上二、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二六デシベル以下の値
八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)一六デシベル以下の値
(略)	(略)

一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 陸上移動局の送信装置

- (1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの

（表略）

イ （略）

- (2) 基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上二、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二六デシベル以下の値
八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)一六デシベル以下の値
(略)	(略)

注 (略)

周波数	八一五MHz以下、 八四五MHz を超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz未満	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)
周波数	八一五MHzを超え 八四五MHz 以下及び八八五MHzを超え九五八MHz未満	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)

イ 送信する電波の周波数が**七一八MHz**を超え**七四八MHz**以下、**九〇〇MHz**を超え九一五MHz以下のもの

周波数	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上 八九〇MHz 以下を除く(送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のものに限る。))	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値
(略)	(略)	(略)
周波数	八六〇MHz以上八九〇MHz以下(送信する電波の周波数が九〇〇MHz)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)四〇デシベル以下の値
(略)	(略)	(略)

注 (略)

周波数	八一五MHz以下、 八五〇MHz を超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz未満	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)
周波数	八一五MHzを超え 八八五〇MHz 以下及び八八五MHzを超え九五八MHz未	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)	(略)

イ 送信する電波の周波数が**九〇〇MHz**を超え九一五MHz以下のもの

周波数	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上 八九〇MHz 以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値
(略)	(略)	(略)
周波数	八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)四〇デシベル以下の値
(略)	(略)	(略)

を
超え九一五MHz
以下のものに
限る。

(略)	(略)
-----	-----

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

(表略)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの(送信周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)

ア 送信する電波の周波数が七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの

(表略)

イ (略)

(2) 基地局と通信を行うもの(送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上二、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二六デシベル以下の値

(略)	(略)
-----	-----

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

(同上)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの(送信周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)

ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの

(表略)

イ (略)

(2) 基地局と通信を行うもの(送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上二、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)

ア 送信する電波の周波数が八一五MHzを超え八四五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二六デシベル以下の値

八一五MHzを超え 八四五MHz以下及 び八八五MHzを超 え九五八MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (二) 一六デシベル以下の値
--	--

注 表に定める値を満たさないものは、次表に掲げる値を満たすものであること。

周波数	不要発射の強度の許容値
八一五MHz以下、八四五MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz未満	(略)
八一五MHzを超え八四五MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下	(略)
(略)	(略)

イ 送信する電波の周波数が七二八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く(送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 三六デシベル以下の値

八一五MHzを超え 八五〇MHz以下及 び八八五MHzを超 え九五八MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二) 一六デシベル以下の値
--	---------------------------------------

注 表に定める値を満たさないものは、次表に掲げる値を満たすものであること。

周波数	不要発射の強度の許容値
八一五MHz以下、八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz未満	(略)
八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下	(略)
(略)	(略)

イ 送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
(略)	(略)
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二) 三六デシベル以下の値

一五MHz以下のものに 限る。)	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (二) 四〇デシベル以下の値
---------------------	--

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの
(表略)

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの
(略)

イ (略)

(2) 基地局対向器に係るもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの
(ア・イ) (略)

ウ (略)

2 陸上移動中継局の送信装置

八六〇MHz以上八 九〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が (二) 四〇デシベル以下の値
----------------------	--

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの
(同上)

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの
(同上)

イ (同上)

(2) 基地局対向器に係るもの

ア (略)

イ 送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの
(ア・イ) (略)

ウ (略)

2 陸上移動中継局の送信装置

- (1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの
- ア 送信する電波の周波数が七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの
(略)
- イ (略)
- (2) 基地局と通信を行うもの
- ア (略)
- イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの
(ア・イ) (略)
- ウ (略)
- 三・四 (略)

- (1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの
- ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの
(同上)
- イ (同上)
- (2) 基地局と通信を行うもの
- ア (略)
- イ 送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの
(ア・イ) (略)
- ウ (略)
- 三・四 (略)